

『第8回苫小牧市地域福祉計画推進委員会』会議録（要旨）

日 時：平成27年11月20日（金）午前10時00分から午前11時30分

場 所：苫小牧市役所9階 第2委員会室

<開 会>

（司会：力山総合福祉課長）

本日は、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

司会を担当いたします福祉部総合福祉課の力山です。よろしくお願いいたします。会議に先立ちまして、お手元の資料の確認をさせていただきます。

～配布資料の確認～

それでは、ここからの進行は、中田委員長にお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

<議事（1）『「地域福祉計画素案」について』>

（議長：中田委員長）

それでは、ただいまより「第8回地域福祉計画推進委員会」の議事に入りますが、お手元に配布しております、計画素案につきましては先に読まれていると思うのですが、進行方法については、第3章までは計画の趣旨や現状と課題、計画の基本的な考え方という前段の部分で一度区切りまして、第4章以降が具体的な中身になってまいりますので、前半、後半に分けて会議を進めさせていただいてよろしいでしょうか。

まず、それでは事務局より説明をお願いいたします。

（事務局：千葉）

～「地域福祉計画素案」第1章～第3章についての説明～

（議長：中田委員長）

ただいま、事務局から説明がありましたが、皆様からご意見・ご質問等ございますか。

<第1章～第3章への質問・ご意見>

(水口委員)

災害時における助け合いや要支援者等を含めた問題ということはどの会議の場に行っても取り上げられておりました、この文章の中でいう文言で、「要援護者」という言い方と「要配慮者」という言い方があるが、どちらを前面に出すのがいいのか。「要配慮者」というのはあまり、私たちが捕らえている中では一般的な呼び方ではないのかな。「要支援者」、「要援護者」というほうが重点的になっていて、これをどのように捉えたらいいのか。市としても文章に出す場合にこれをどっちに重点を置いているのか。今後このような分け方は必要なのか、どうなのか。

6ページや10ページあたりにも色んなところでこの言い方が出ています。その点について。

(議長：中田委員長)

「要援護者（要配慮者）」という表現を使っているが、この意味合いの違いということも含めて説明をお願いします。

(事務局：千葉)

国の表現では「要援護者」ということで一般的に使われておりました、第1章の中では国の施策として「要援護者」との記載をするようにということで、それに沿って記載しています。また、苫小牧市のほうでは危機管理室、担当所管では「要配慮者」ということで統一して、地域に説明しているとお聞きしておりますので、あえてかっこ書きをさせていただきまして、後ろの施策につきましては市の表現に沿って「要配慮者」という形で記載させていただいております。

(水口委員)

市でいう、危機管理室で言われている「要配慮者」という言い方はあまり伝わっていない気がするのですが。今後、そのようなことで言っているのだということであれば、大きな見出しで、「要配慮者」という言い方に向けてもらいたい。

(事務局：千葉)

そのことにつきましては、危機管理室の担当に伝えさせていただきまして、「要配慮者」というものについて、どうしてそういった表現をつかっているのか、今後そのまま進めていくのかということでご返答いただいた上で皆様にお伝えさせていただきたいと思っております。

(水口委員)

ただ国の言い方が「はなまる」なのか、市の言い方が「はなまる」なのか、イコールが正しいのかどうか、その実情にあった、目的は支援を望んでいる方の捕らえ方、呼び名だと思うのです。

(中田委員長)

ぱっと見た感じ、「要援護」だと具体的な手助けが必要だけれども、「要配慮」の場合だと自分でも出来るけれども見守りだとかもっと広い意味合い、というイメージがあるのですけれども。

(井上啓委員)

今の件で、単純に文言の整理なので、その二つが同義語なのか、対象規定が一緒なのか違うのか、それさえ明確化していただければ、使い方自体はそれに応じてということになるかと思うので。

(事務局：千葉)

はい、かしこまりました。それについてはきちんと確認のうえでご返答を後ほどさせていただきますと思います。＜⇒別紙 回答1＞

(伊藤委員)

書式なのですけれど、43ページなのですが、それぞれ4つのテーマの中で、最初の文頭を詰めているのはどうしてかと思って。本当に書式で内容の面じゃなくて申し訳ないのですが、仕事柄すごく気になるもので。例えば少子高齢化の前で一文字あけるかなと思っているのですが。もし何か意味があるならこのままで結構ですが。

(事務局：千葉)

実は、文字の見易さ、パンフレットなどの文字の見易さを調べたところ、1行目の部分については、1字下げにしないほうが見易い、パンフレットなどを作る場合ではそういうことに配慮して作っているということを勉強したものですから、そのほうがいいのかと思っていただけなのです。

(伊藤委員)

私の仕事で、それ言われるとバツなので、たいへん気になっていました。

(事務局：千葉)

普通の作文では1字下げなのですが。どちらが見やすかったですか？

(議長：中田委員長)

第4章以降は全部そういう形態になっているのですよね。素案のほうは。見ていただいたら。

(事務局：千葉)

でも、ご指摘いただいてありがとうございます。

(伊藤委員)

今、メールでもこういう形でみなさん書くようになっているので、確かに見易さだところらのほうがよろしいかとは思いますが。これは、そちらのほうで議論していただいて。

(事務局：千葉)

気が付いていただいてありがとうございます。どちらかで決めたあと統一させていただきます。＜⇒別紙 回答2＞

(水口委員)

変更点というところで言っちゃうと、ここで話す部分ではないと思うのですが、次に移る部分になるのですが、3ページの「ボランティア・NPO活動などの支援・促進」に変更のポイントっていうことがあるのですが、ボランティア団体ではなく個人の扱う取り組み云々ということで、「ボランティア団体」を使わないで「ボランティア」という表現をするということなのですが、次の文面にいくと「ボランティア団体」と2点ほど使われているのですが、それを考慮した形で、後で説明してください。

2点くらい、社協で1点と、生涯学習課でも「ボランティア団体」って言っているのですが、意味合いが違うのですか。ボランティアっていっぺんに総称して、ここで言うと多分「ボランティア」っていうのを、「ボランティア団体を含む」という総称で言っていると思うのです。であるならば、「ボランティア団体」ということを使わないで「ボランティア」だけでいいのではないのかな。

たまたまここにこういう形で出たもので、5番と16番、これ次の章いくから本当はここで言っているのか。たまたまこの場面に関連していたので。

(事務局：千葉)

ありがとうございます。確認します。＜⇒別紙 回答3＞

(議長：中田委員長)

他、ございますか

(中田委員長)

4 2 ページの3月の常任委員会というのは議会かなんかの話ですか。

(事務局：望月次長)

議会ではありません。厚生委員会という委員会がありますので、そこへの報告ということで書かせていただいております。

(中田委員長)

はい、わかりました。

他、ございませんか。

それでは、第4章 素案について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局：千葉)

～「地域福祉計画素案」第4章～第5章・資料編についての説明～

＜第4章～第5章・資料編＞

(議長：中田委員長)

今、第4章・5章についての説明がありました。素案の中身ですね。施策の推進について詳しく説明いただきましたけれども、みなさんのほうからすでに資料配布の際の質問される方がいらっしゃって、それに対する変更部分など、説明されましたけれども、改めまして、みなさんのほうから今の説明を聞いて、ご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

(松島委員)

今、社会福祉協議会のほうで、実践計画を作成しております、その中で若干、少しずつ変わってきている部分がありまして、その部分の追加とか変更とか、文言推敲はあとでゆっくりやっただけだと思うのですが。

まず51ページの「ボランティア・NPO活動などの支援・促進」というとこ

ろがありまして、その「実施事業の内容と主な取組」の社会福祉協議会の部分なのですけれども、そこに書いてある取組の中で、「ボランティア登録制度の充実を図る」と書いていますけれども、具体的にどういう充実を図るのかということで、地域における支え合いの担い手づくりを拡大するという内容で登録制度を充実させるんだ、というようなことを議論していきまして、それに向けて具体的な動きを始めようとしているところです。まず、それが1点です。

それから、これは言葉だけの話なのですが、54ページの「社会福祉団体などのネットワークづくり」というところがありまして、社会福祉協議会の中で「各種福祉団体の相互連携や連絡」という言葉がありますけれども、これは、介護保険の総合事業で使われている言葉が福祉団体というものに限らないで、「多様な福祉の担い手との連携」という言い方をしているんですね。ですから、福祉団体ばかりではなくて、施設系の社会福祉法人ですとか、NPO、教育関連、経済関連、いろいろな担い手があるだろうということで、「各種福祉団体との相互連携」ではなくて、「多様な福祉の担い手との連携」という言葉に変わってきていますので、そこをもし訂正できるのであればお願いしたいな、と。

(事務局：千葉)

変更させていただきます。＜⇒別紙 回答4＞

(松島委員)

それから、もう1つ。

58ページの⑩「多様性を持った要援護者の支援」というのがあって、そこで事業内容の社会福祉協議会で「緊急かつ一時的な対応が必要とする方に対して支援を行います」という表現があるのですけれども、これが事業名としては「生活困窮者等援護事業」というかたちなのです。それで、ページを戻りまして、24ページに「地域における福祉活動の現状」に「苫小牧市社会福祉協議会」がありまして、下のほうに〔主な事業内容〕というのがあるんですけど、「社協だよりの発行」から記載されておりますけど、今、58ページでお話しました、生活困窮者等援護事業というのもこの中に加えることが出来ないのかなと考えました。以上です。

(事務局：千葉)

こちらの部分については、のちほど社会福祉協議会さんの事業取組の部分になるので文言等精査させてもらって、情報をいただきながら訂正させていただきたいと思います。＜⇒別紙 回答5＞

(井上啓委員)

よろしいですか。今の件ですけれど、生活困窮者に対する一時的対応が必要というようなことなのですけれども、それは行動に関する面なのか、一時的な金銭対応をやっているのかどうか、その辺が具体的に分かれば。

(松島委員)

今、市のほうで「生活困窮者自立支援法」に基づく相談窓口がありまして、その取組と社会福祉協議会の権利擁護支援センターと連携を取りながらやっている事業のひとつです。それで、貸付ということで生活応急資金というのがあるのですけれど、そうではなくて、ほんとに今日・明日、生活が出来ないという方に現金ではなくて、物品といいますか食料等を購入して支給するというのをやっております。それはどういう場合に該当するのかというのは、そのケースごとに市と協議しながら決めております。

(議長：中田委員長)

よろしいですか。

他、ございますか

(水口委員)

63ページなのですが、「要配慮者の災害時避難支援」ということなので、先ほど回答、危機管理室から、個々にまわって説明するということだったのですけれども、私この質問はしているのですが、名簿作成したということは、作成は簡単に出来ますよね。各町内からあがってきて、それを総合的に誰が支援しに行くかということなのですが、その後のフォローっていうものがないのですよね。すなわち、いうなれば、町内会・民生委員・自治防災に投げかけて、極端に言えば「あなたたちの方でやりなさい」というようなことなのです。それでたぶん個々にとすることは、個々に町内会に行って「こういうことで内容はこうですからひとつよろしくをお願いします」ということを言って歩くと思うのですが、そのガイドラインとっていいのか、「規約」とは言いませんけれど、「要領」が統一して出来ないのかなど。素朴な質問なのですが、こういったことにはたぶん「避難準備命令」ということは、本当はそういう支援者に対して介護者が「避難する準備をなさいよ」という、なんらかのアプローチをするのが避難準備だと思うのです。それがなされていないので、それも各町内会なりに任す、と。自分の町内会の例をみると、私、防災委員の方もやっているのですけれど、防災のほうに投げかけられても、これは大変な事業だなと思うのですけれども。でも、何かの形で、

「こういった場合はこうですよ」と、「このようなことで行動してください」というのは、やっぱり行政としては出来ないのでしょうかね。たぶん命令とか要請とか出来ない部分、ボランティアだから。でも、なんかちょっと手緩いなという感じするのですけども。それは一応、私の意見としてですけれども。

何かもうちょっと、文書化にするとか、文書化にすると命令になっちゃうのかとか、義務になっちゃうとか、なってしまうけれども。ガイドライン的なものとか要領的なものがあったらいいなということですので、部長よろしくお願ひします。＜⇒別紙 回答6＞

(山本部長)

私も、町内会の関係で防災訓練参加したりしていて、この前うちの町内会で防災訓練、実はやったばかりなのですけれども、たぶんおっしゃっている趣旨というのは、例えばこの前の大雨じゃないのですけども、避難勧告が出ました、と。じゃあ避難勧告が出たときに、各町内会さんの自主防災組織でどこまでやればいいのか。あくまでも避難勧告なので避難をする方もいれば避難をしない方もいらっしゃる、という段階ですよ。その時に、その自主防災組織として、要援護者の方に対してどこまで踏み込んだことをやればいいのか、っていうところが判断つかないっていうお話だと思うのです。それは各町内会さん自主防災組織の方で考えてらっしゃるところだと思いますし、実際、私達も町内会でやったときに、そういったのってどういうふうに判断したら良いのだろうねって、確かに話として出ました。そういったことも危機管理室の方でいろいろ考えていると思いますので、それは危機管理室と詰めていきたいと思いますので、何らかの方向性は示されると思うのですが、ただ今、危機管理室のほうもまだそのへんをどういったことを具体的に各自主防災組織さんの方でやっていただくかということ、詳細がまとまっていない段階だと思いますので、私たちの方からお話をさせていただきたいと思います。

(水口委員)

各町内会で温度差あんまりあったら困るのではないのかなという、「うちは知らないよ」とか「そんなのしなくてもいいよ」とか、「うちはしますよ」というバラバラじゃ、ある程度なるにはなるのかもしれないけれども、なんかそういったものがあっていいなというのが、ある意味では要望になりますけれども。その辺ひとつよろしくお願ひします。＜⇒別紙 回答6＞

(議長：中田委員長)

よろしいでしょうか。

他、ございますか。

(井上啓委員)

今の件ですけど、部長よろしくお願ひします。

というのは、やっぱり町内会で、避難勧告って言ったら重たいのです。

市は道のそういった情報、「勧告」によって苦小牧市として発信しているの、住民としては、「会長、避難勧告出たのだけれどもどうしたら良いのですか」っていう問い合わせが非常に多いわけです。

私としても、「どこへ逃げろ」、「どうしたらいいんだ」、「ちょっと待ってください」という以外ないのです。ですから、もう少しやわらかい表現っていうか、そういうものにしないと、非常に防災部長さんもそうですけど、会長として問われたときに非常に答えとしての的確な返答ができないのです。

ですからもう少し、道が発信して勧告だからすぐに避難しなければいけないのかどうか、もう少し具体性を持った発信にしてもらいたいと思います。

<⇒要望として危機管理室に伝えました>

(議長：中田委員長)

どこでしたかね、勧告の情報が届かなくて、一番被害があるところなのに、洪水の被害にあってしまった、市長が謝罪して回ったケースがありますけどね。

そういった部分では配慮は必要かなとは思いますがけれども。

他、ございますか。

(本間委員)

自分自身の気づきが足りなくて事前に質問意見で書いてなくて申し訳なかったのですが、説明を聞いている中で、まず4章と5章と1つずつなのですが、4章のところで今までの課以外にも、今回いろんなところで記載していただいて、とてもうれしいなと思って聞いていたのですが、それは自己申告ですよ。という部分で、何かその自己申告の部分で漏れていたらとてももったいないな、という気がして、そういうチェックはどうされていたのかなというふうに思ったのです。

というのは、1つ例に挙げると、たとえば51ページのところで「ボランティア・NPOの活動などの支援・促進」というのがありますが、包括支援センターに関連の近いところとしては、認知症の方への対応ということで、「キャラバン

メイト」というのがあって、そしてそれによって認知症サポーター養成講座って
いうことが、苫小牧市積極的にやられていて、苫小牧市でそのサポーターが1万
人いるということで全道でも興味深く見ていらっしゃる、ということではまさに
この事務局も、市も関わってやっていたらっしゃる部分で、その講座とか教室を受
けた方が1万人いる中で、そういう方々がどのように関わってどのようにしてい
るかっていう部分でここにその課の話が出てないものですから。

それであれば、他にも自己申告の中で漏れていてもったいない部分がないのか
など。

時期が迫っていて大変申し訳ないのですが、そんなちょっと心配とか、もった
いなさを感じて聞いてみました。＜⇒別紙 回答7＞

それから第5章のところなのですが、最初のところの69ページの上から4行
目のところで「介護保険制度に基づく生活支援コーディネーターの配置」という
のがあるかと思うのですが、どういうところが担っていくかというときに、介護
保険に基づいてということで考えるのか、やはり苫小牧市全体で、資料の7ペー
ジ・8ページにあるように高齢者だけじゃなくて、障害の方とか子どもさんも含
めた中での地域対応の中での生活支援コーディネーターをどうするか、そういう
考え方にしていかなければいろいろと今後大きな展開をしていくときに、早々に
取り組まなければいけないという実情があったとしても難しいのかなというふう
に思っています。

そういう中では、今回の11月の議会だよりの中にも地域福祉の充実でコミュ
ニティーソーシャルワーカーの配置を提案ということでの質問に対しては、生活
支援コーディネーターの配置を検討するというふうに答弁されている状況がある
のですけども、それが介護保険のみということであればちょっと残念なので、そ
の後5章の解説の時に言われていた横断的とか分野別ではないというところを
しっかり地域に基盤づくりにするうえで大切だということで、社協さんとも含め
て検討していただければありがたいなというふうに思います。

(山本部長)

まず1点目のご意見いただいたとおり、苫小牧市、非常に認知症施策について
は道内でも早い時期から取り組んでおりまして、たしかに認知症サポーターの養
成とかですね、もう1万人を超えている状況でございます。せっかく1万人を
超えているわけですから、認知症サポーターの養成講座を受けた方々にさらにど
ういったことで活動していただくべきかということは今後考えていく必要がある
なというふうには考えてございます。

実はですね、認知症関係については第6期、これも27年度、今年度から向こ

う3か年の計画の中に盛り込まれておりまして、こちらの地域福祉計画っていうのが、こういった介護の計画があり、障害に関する計画があるということで、これの上位に位置付けられる計画ということなものですから、出来るものならこれらの計画でやっていることを、本来ここに載せるのが一番良いのですが、なかなか載せきれないというところがありますので、こういった具体的なそちらの計画で。こちらの計画はいわゆる市の総合計画的な位置づけとすれば、どちらかというと介護・障害に関する計画というのがいわゆる行動計画、アクションプラン的な位置づけになりますので、そちらのほうにちょっと委ねる、という形で考えているということでご理解いただければと思います。

2点目のコミュニティソーシャルワーカーの配置ということなのですが、確かに先般の議会でご質問いただきまして、とりあえず市としては、答弁としては一部欠けているところがありまして、市議会のほうで、生活支援コーディネーターっていうのが実は介護保険制度上で29年度前に配置ということが目標とされています、と。

ただ、あくまでも生活支援コーディネーターというのは介護保険制度へ則った仕組みですので、基本的に対象者としては高齢者が対象ということになります。

今、私たちの考えているのは、介護保険制度上、29年度までに生活支援コーディネーターを配置しなければならないといったものを目標として今考えています。さらに、高齢者以外の方々、障害者の方、若い方なんかも含めて、生活支援コーディネーターの機能プラス、コミュニティソーシャルワーカー的な機能をもたせた配置が出来ないかということで検討してまいりたい、というふうに答えさせていただいておりますので。

当然、本間委員さんおっしゃるとおり、もうちょっと範囲を広げた形での仕組みが出来ないかということで検討はしていく予定でおりますので、ご理解いただければと思います。

(議長：中田委員長)

確かに、本間委員が言ったように、高齢者だけでなく簡単に言えばコーディネーター機能というのはこれから進んでくると思うので、そういった部分との連携を持ちながら生活支援と連携するという部分っていうのは必要かなと思いますけれども。他の制度上の進捗なんかも見極めながら連携を図っていければと思います。

他、ございませんか。

(伊藤委員)

郵送いただいたもので、ちょっと諦めの気持ちも少しあってですね、保留したのですけれど。

44ページとそれと48ページなのですが、44ページの基本目標1、地域福祉の担い手づくり、福祉の意識づくり、いの一番に、学校教育ですね。福祉教育の推進というのが挙げられており、48ページで事業内容として学校教育課の方から提示されています。

先ほど、諦めの気持ちもあると言いましたが、学習指導要領総則でこれは求められていることで、現在もちろんやられていることなのですよね。

推進していきますとありますが、おそらくこういう活動は各学校取り組まれていて、現状だということ。

それで5年間、現在の意識作りが多分うまくいっているのであればいいと思うのですけれども、おそらく、どなたもそういうふうに思っていないと思いますね。

学校教育課的には、苫小牧市の教委としてはどうなのかということで、もっと具体的なことを事業内容としてあげていただければいいなというふうに思いました。

ワークショップでも学校教育に関してはいろいろと発言させていただいていました。3月18日父の葬儀で千葉県の方に行っていましたので、本来言うべき時に言う機会を逸してしまったので、今日こんなこと言って申し訳ないのですけれども、具体性を持った学習指導が必要なんじゃないかというのが、ひとつあります。

<⇒別紙 回答8>

それからあとは実現不可能なので感想になりますけれども、学校っていうのはどちらかというと、今日配られたので拝見させていただいたんですが、だいたいいつもこういうのを見るとき、視点は学校教育とか、子どもとかですよね。そのあたりとどのように関われるのだろうかという視点で見ているのですけれども。

学校は、いきているのは校区としてです。校区という枠組みで非常にこれは機能しているのですけれども、学校の存在としての機能は、保育園さんはちょっと違いますが、幼稚園が機能していると、そういう形で把握しました。学校の役割ですけれども、学習指導という大きな役割がありますが、実は地域の核としての役割もあるはずなのですよね。

たとえば、現在は少子化等で学校は空き教室等が出来て、その有効利用が出来ないかという、ボランティア団体あるいはNPOの地域の校区として活動するものであれば、地域のまさに中心の核で基地を設けることはできるはずなのですよね。そこでの子どもとのふれあい等も可能になるはずなのですよ。ちょっとそれ、

学校の管理責任ですとか、安全管理義務とか法的な拘束が非常に強いので、先ほども言ったように本当に実現はなかなか難しいであろうと。感想だというふうに申し上げましたけど、そういう意味で逆に地域の核としての学校の役割が果たせるのではないかというふうに、苫小牧で、もしかしたら出来るのではないかなと、そういうことは少し、ずっと考えてはおります。感想を交えて述べさせていただきました。

(議長：中田委員長)

今、伊藤委員のお話あった件ですけれども、地域懇談会の中でも、やはりネットワークだとか含めて、学校区を活用したあり方っていう必要性が結構出ていたと思うのですよ。懇談会でも教育関係者が少なかったっていう部分もあってですね、なかなか具体的な話にならなかったっていうのがあるのですけれども。そのへん視野に入れながら取り組んでいく必要があると思うのですけれども。

お手元の配布資料の中に「福祉なんでも相談窓口」という豊中市社協の資料があるのですが、まさしくこちらのほうは学校校区ごとにネットワークを組んでいる部分でも参考資料で。

ご説明いただければ、と思うのですけども。

(事務局：千葉)

こちらにつきまして、地域のコーディネートの推進、ということで第5章に記載させていただいているのですが、苫小牧市では今現在、検討段階となっております。

全国区で見ると、こちら大阪の豊中市の取組といたしまして、こちらはもう先駆的な取組ということでテレビドラマ化するくらい取り上げられている地区となりますが、学校区でコミュニティーソーシャルワーカーを設置してコーディネートをしながら進めているという地域の取組内容ということで、今回参考資料としてつけさせていただきました。

こちらを踏まえまして、苫小牧市でも69ページに記載させていただいておりますが、活動圏域の設定、配置の仕方、適正な人数、あと最後はやはり担い手の部分になりますが、人材の確保につきましては、一番重要的にここの部分を固めて取り組んでいくものだと考えておりますので、現在、ほかの地区、他の市の先駆的な取組を参考にしながら、苫小牧市版ではなにが出来るのかということ、今考えている状況でございます。

今回、委員の皆様にもこのコミュニティーソーシャルワーカー、地域の担い手作り、地域の支えあいの基盤づくり、というのはどのようなことなのかというこ

とがわかりやすい様にとお思いまして、資料として豊中の配置概要について添付させていただきましたので、参考までに見ていただければと思っております。

(伊藤委員)

それに関して、ちょっとひとつよろしいですか。お願いなのですが。

学校教育課ですよね、教育委員会に対してはどんどん福祉のほうからも働きかけていていただきたいと思います。よろしくお願いたします。<⇒**庁内推進会議**において、**推進委員会**で上記のようなご意見を頂戴していることを**指導室・学校教育課・総務企画課**に話しております>

(山本部長)

ご意見ありがとうございます。実はですね、今日お配りしております豊中市さんの**社会福祉協議会**のほうで、皆さんお名前を聞いたことあると思いますが、勝部さんという福祉の世界では非常にカリスマ的な存在になっている方がいらっしゃいます。

この方が豊中市の**社会福祉協議会**でまさしく**コミュニティーソーシャルワーカー**という仕組みを作り上げてきた方なのですけれども、ただ地域性がございまして、豊中市とか、本州もそうなのですが、そもそもあちらのほうには**地区社協**というものがあるのです。残念ながら**苦小牧**にはその**地区社協**という仕組みがなく、**社会福祉協議会**がありますが、豊中市さんもそうなのですけれど、だいたい校区ごとに**地区社協**であっても、決して**社協**の職員がここにそれぞれ配置されているわけではなくて、その地域の**民生委員**さんですとか、**町内会長**さんですとか、例えば**学校の先生**ですとか、そういった方々が**ボランティア**的に集まったものが**地区社協**と言われているものなのです。

そういったものがそもそもあったということで、非常に**取組**がしやすかったというところがあると思います。ただ、**苦小牧**がなかなかそういった**地区社協**という仕組みがないものですから、ただまったくじゃあ可能性がないのかということではなくて、各地域・地域でたとえば**町内会**でいろんな活動**一生懸命**やっていたら**しゃる**方も**いらっしゃいますし**、**ボランティア**をやっていたら**しゃる**方もいる。

地区社協がない代わりにそういった地域にいる**キーパーソン**、**鍵**になる方、**中心**になる方々にそういった仕組みをご理解いただいて、その地域・地域で進めていくことができないかと、いうふうに考えているところでございます。その中で、**学校のほう**にも当然どういふふうに関わっていただくかということは考えていく必要はあると思いますので、先生からいただいたご意見の通り、**教育**のほう

ともそういった仕組み作りについてはいろいろと協議をさせていただきたいと思
います。

(議長：中田委員長)

先ほども空き教室の活用っていう話もありましたし、苫小牧には地区社協はな
いですが、地区民協は19地区に各地区民協組織はあったりするのですよね。

(尾野委員)

民生委員のことがサラッと載っているのですが、民生委員もただの主婦では
なくて、やはり民生委員活動として、例えばゲートキーパー、要するに自殺者の
人たちの対応をとということで、専門的に初級から1級ってことで民生委員全体が
勉強しているのですよね。

その他に認知症の研修もいろいろ専門家を呼んで研修も行っていますので、相
談する側としたら、「民生委員なんてただの主婦であんまり内容的には」って見ら
れているのが多分にあると思うのですよ。

だから、ここの中にちょっとでも専門的な勉強もしているっていうことをちょ
っと入れていただけたら、見る側も民生委員ってあれなんだなってこともわかる
と思うのですよね。

(議長：中田委員長)

役割を担う民生委員も成り手不足っていう部分でいろいろな役割を担ってい
く人達という部分でもやりがいのある仕事であるっていう視点も必要かと思いま
す。民生委員についての取組についても、もう少し。

(尾野委員)

昔は、民生委員は名誉職って言われていたのですけれど、今は軽く見られてい
るっていうことが多いのですよね。行政も福祉に対していろんな意味でしっかり
していますし。そういうことで。<⇒別紙 回答9>

(議長：中田委員長)

他、ございますか

(水口委員)

今、伊藤先生言ったことで、質問ではないのですが。

社協さんでやっている社会教育の中に、そういったいろんなことを、カリキュ

ラムを学校に要請するのですけれども、なかなか市民目線で見ていると、先生方っていうのは学校・学校によって全然考え方が違って、そこに福祉、まあ福祉ばかりじゃないんですけれど、興味がある精通した人がいると頑張ってくれてくれるけれども、カリキュラムがあるからやるかっていう人が多いような感じで、社協さんも困っている部分ですから、そこを踏まえまして、部長よろしくお願ひします。

(議長：中田委員長)

ぜひ学校教育課へのアプローチっていう部分を強く、と今ご意見がありましたので、福祉と教育との間の連携というのは地域福祉を考える上では非常に大きなキーポイントだなと思いますので。その辺の議論も今後深めていければなと思いますので。推進委員会まだございますので、みなさんお知恵を出し合っていて。是非お出しくださいとなると思いますのでよろしくお願ひします。

他、ございますか。

(井上啓委員)

一点ですね、学校さんは非常に一生懸命やってくれていると思っています。

福祉につながるかどうかわからないのですけれど、一昨日、沼ノ端の方で会議がありまして、帰りが夕方になったのですけれど、生徒が横断歩道を誰一人として自転車を乗って渡っている人がいませんでした。

やっぱり先生方の教育が習慣になって、子ども達が降りて自転車を押して渡っていくことが非常に目に付いて、良い教育されているのだなというふうに思っています。

先生方、一生懸命だと思います。

それともう1つ、中学校の生徒指導連絡協議会というのが苦小牧市にあるのですけれども、その中で、私たち光洋中学校区なのですけれども、ごみ拾いやりましょうということで、生徒と市民、地域の住民を巻き込んだ、子ども達と触れ合いながら清掃して、そして安心安全な地域につながって、子どもたちの将来につながる教育ということで非常に良い取組だなと。町内会としても積極的に協力惜しまないで、声をかけたいなと思っています。

もう1件、福祉というものはどういうことかな、ということ子どもたちが常に体験する場が必要だというふうに思っています。ですから積極的に機会をとらえて、「これが福祉なのだよ」というメインでなくてもいいのですけれども。そういうものにつながる体験を出来る場、機会が必要かなと思っています。よろしくお願ひします。

(藤原委員)

表記のところにちょっと戻っちゃうのですが、良いですか。

3ページの「地域福祉とは」っていうところなのですが、下のところの自助・互助・共助等の表現のところですね、表記のところですか。

丸がそれぞれ単独で存在しているかのような印象があるが、それぞれの連携ということでの表示であれば、それぞれの丸を線で繋ぐとか、あるいは中央にこう市民の存在が丸としてあるとかですね、そういうような表記の仕方を。あるいは丸と丸を重ね合わせるだとか、連携というのを感じさせるような、意味を感じさせるような配置の仕方っていうんですかね、線との繋ぎ方っていうのを、ちょっと考えていただける余地がないかなと。

(議長：中田委員長)

背後にぼけて見えているのがありますが。

(事務局：千葉)

実は、後ろに大きな円でご指摘のようにお互いかぶせ合いながら円が背後にあるのですが、見づらいので、ご意見いただきましたので、字の部分と重ねるか、線で繋ぐか、より判りやすい形でアプローチしたいと思います。すいません。

(藤原委員)

72ページの方には、けっこうイラスト入れて、これはまた自助・共助とは違いますけども、住民と機関が繋がりがあってというイラストを載せてある。

こういう仕方も出来るのであれば、ご検討いただければと思います。

(事務局：千葉)

ご意見ありがとうございます。<⇒変更済み>

(議長：中田委員長)

お話をずっと伺っていて、私の感想なんですけども、是非、今後は担い手づくりという意味合いも含めて、学校の先生を交えた地域懇談会のようなものをですね、出来れば校区の問題を含めて、どこを拠点に地域福祉をやっていくのかという部分で非常に大きな意味があるのかなと思われま。

どこかの場でそういう場が設けられたらいいかなという感想だったのですが、いかがでしょうか。

そういうのも今後おいおい考えながら、この計画の推進に繋げていければと思

いますのでお願いします。

それじゃあみなさんよろしいでしょうか。

(井上政委員)

1個だけお願いします。

私どもの名称が、すでに変更になっているのですよ。6月時点で。この字使っていませんので、ひらがなに変更になりましたので、よろしくひとつ。

(議長：中田委員長)

77ページですか。

(井上政委員)

そうです。

77ページの障害者の「碍」という字が、前会長の時にこの字になったのですが、今年総会がありましてひらがなに変更しますということになっておりますのでよろしくお願いします。

(事務局：千葉)

申し訳ございません。早急に、障がい者福祉連合会の“がい”の字、漢字ではなくてひらがなで。直させていただきます。失礼しました。＜⇒変更済み＞

(議長：中田委員長)

他の人は団体名称大丈夫ですか。

(事務局：千葉)

ご確認いただければと思います。

(議長：中田委員長)

他によろしいでしょうか。

皆さんご意見出尽くしましたか。

今後と、素案を元にパブリックコメント。更にその後また推進委員会という形になりますのでそのへんも踏まえまして、みなさんからのご協力よろしく願いいたしたいと思います。

それでは、「その他」のところ事務局のほうからございますか。

(事務局：千葉)

今、中田委員長からご説明もありましたが、今後のスケジュールということで、先程にもご説明させていただきましたけれども、今日のご審議の結果をもちまして、素案の一部訂正、加除、修正させていただいた後に、庁内の、市の中の推進会議の方にご報告した後、そちらの意見、新しく漏れているような部分がないかどうかも含めまして、各代表の所属長の課長や担当者の方に確認させていただいた上で内容訂正し、パブコメで市民のご意見をお聞きしたいと思っております。

それを全部踏まえまして、1月の末にまた会議の開催を考えております。こちらにつきましては日程や時間、場所などが決定しましたらまた通知として文書を送らせてもらいますので、ご協力をよろしくお願いいたします。事務局からは以上です。

(議長：中田委員長)

ただいまの今後のスケジュールについてご意見ご質問ありますか。
よろしいですか。

本日は長時間にわたりまして活発なご意見ありがとうございました。

また1月、顔を合わせるのを楽しみに、それまで皆さんいろいろと思案をしていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

『第8回苫小牧市地域福祉計画推進委員会』で出された

質問・要望への各担当課からの回答

＜回答1＞議事録P2 「要配慮者」・「要援護者」の表記について（危機管理室からの回答）

A 【危機管理室】平成25年の災害対策基本法の改正の際に、高齢者や障がいをお持ちの方、妊婦など、防災施策の上で配慮を要する方々を「要配慮者」と定義づけ、また、その中で一定の条件（本計画10頁を参照）にある方々を「避難行動要支援者」と定義づけることとされました。

本計画においては、この25年改正の法律に基づき、高齢者や障がいをお持ちの方など、広く災害時に配慮を要する方々を「要配慮者」と表記することとしております。

※事務局追記

委員会当日、『国は「要支援者」と一般的に表記、市が「要配慮者」と表記をしているようです。』とご説明しましたが、訂正しお詫びいたします。

（本計画P6）平成19年の段階では「要援護者」として通知文が出されておりますが、平成25年の法の一部改正により、『防災施策において高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方（要配慮者）のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（「避難行動要支援者」）～』と内閣府のホームページに記載されております。

＜回答2＞議事録P4 文頭の1文字下げの表記

A 1文字下げで統一いたしました。

＜回答3＞議事録P5 ボランティア団体の表記

A 社会福祉協議会・市生涯学習課に確認し、どちらも「ボランティア」の表記に変更。

＜回答4・5＞議事録P6 社会福祉協議会取組内容の変更（社会福祉協議会からの回答）

A 計画P24「災害被災者救護事業」「無縁仏供養法要」「生活困窮者等援護事業」を

追加

P 5 1 ⑤「ボランティアセンター、ボランティアアドバイザーを設置し、ボランティアの活動実践者とニーズのデータを一元管理するボランティアセンター機能の拡大、充実を図り、要支援者を地域で支えられるまちづくりの推進や、活動へのコーディネートを継続して行います。」

P 5 4 ⑦「地域福祉の中心的な役割を果たす推進役として、多様な福祉の担い手との連携や連絡、事業調整などネットワーク機能の充実を図ります。

P 5 7 ⑨「～また、福祉人材バンク事業のほか、心配ごと相談や無料法律相談を実施し、幅広い福祉ニーズに対応します。

P 5 7 ⑨「～経済的支援の必要な世帯への支援を目的とした生活応急資金貸付や生活福祉資金貸付制度を実施します。」

＜回答6＞議事録P 8 ガイドラインや要領などの整備、町内会ごとの差について（危機管理室からの回答）

A 避難行動要支援者名簿の運用にあたって、支援者である町内会や民生委員の皆様へ説明する際には、支援の基本的な考え方や個人情報取扱いの留意事項等をまとめた文書をお示しして、支援団体の対応に差異が生じないように配慮してまいりたいと考えております。

＜回答7＞議事録P 10 各課の事業取組の再確認をしてもらい、下記の部分が変更となりました。

A 計画P 2 6【市民生活課から文章の変更】

「地域における自主的な活動の基本は町内会活動であり、平成26年度では、84の地域で町内会が組織され、安全で住み良い地域づくりに貢献しております。」

それぞれの町内会では、高齢者の見守りや青少年の健全育成など、地域の福祉活動に寄与するとともに、様々な事業、行事に取り組んでいます。また、地域防災力の充実や強化に向けた自主防災の組織化など、震災などの自然災害に対する新たな活動の取組を行う町内会も増えています。

一方、町内会役員の高齢化や担い手不足が深刻化する中で、広報の配布を中止するなど、町内会活動を取り巻く環境も変化しております。」

計画P47【介護福祉課】「認知症サポーター講座」⇒「認知症サポーター養成講座」に変更

＜回答8＞議事録P12 具体的な学習指導の事業内容を記載することについて（学校教育課・総務企画課・指導室からの回答）

- A 義務教育における福祉教育の推進については、児童生徒の発達段階に応じ、教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等を通して、横断的・総合的に理解を深めていくことが重要となります。

こうしたことから、福祉に関する体験活動等の内容については、各学校において子どもや地域の実情に応じて行われており、苫小牧市として統一した具体的な事業内容を記載することは難しいことから、素案どおりとさせていただきます。

＜回答9＞議事録P15 民生委員・児童委員の紹介の変更（協議会事務局からの回答）

- A 計画P25「専門的な知識向上のため、高齢者や児童のほか、多岐の分野にわたり随時研修を行っています。」を追加。